

令和 8 年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務
委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 8 年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務

(2) 業務の目的

本業務は、令和 8 年 2 月に採択を受けた大分市の脱炭素先行地域の計画提案書に基づき、エリア内における再エネ設備の導入と連動して、市民の行動変容を促進するウェブサイトの構築および運用保守業務を実施するものである。このウェブサイトの構築や普及啓発を通じて、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着と、定量的な CO2 削減効果の創出を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「令和 8 年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務委託仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

ウェブサイトは、段階的に稼働するものとし、1 次稼働を令和 8 年 12 月上旬頃、本稼働を令和 9 年 1 月中旬頃を想定

※開発の工程やテスト運用等の状況を踏まえ、本稼働の時期については受託者と協議の上、調整するものとする。

(5) 提案限度金額

上限額：10,507,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年大分市告示第 258 号）により、入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (3) 市長が地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号いずれかに該当すると認めた者にあつては、その事実を認めた後、3 年を経過した者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までにおいて、大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 21 年大分市告示第 553 号)若しくは大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成 12 年大分市告示第 477 号)に基づく

指名停止期間中でないことまたは大分市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 24 年大分市告示第 377 号)に基づく排除措置期間中でないこと。

- (5) 参加表明書提出日以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実または銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 自治体が発注する同種業務について受注実績があること。
- (7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じており、JIS Q27001 (ISO/IEC27001) 又はプライバシーマークを取得し、現在も保持していること。

3 募集及び選定スケジュール

手順	日程 (期限等)
実施要領等の交付開始	令和 8 年 7 月 2 4 日 (金)
質問書の提出期限	令和 8 年 7 月 3 1 日 (金) 午後 5 時 1 5 分まで
質問書に対する回答	令和 8 年 8 月 5 日 (水)
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 7 日 (金)
参加資格確認結果通知	令和 8 年 8 月 1 2 日 (水)
企画提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 2 4 日 (月) 午後 5 時 1 5 分まで
プレゼンテーション・ヒアリング実施	令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)
結果通知	プレゼンテーション・ヒアリング実施日以降
契約の締結	令和 8 年 9 月上旬

4 質問の受付及び回答

実施要領等に関する質問がある場合は、公募型プロポーザルに関する質問書(様式第 1 号)により、FAX 又は電子メールで受け付ける。

FAX 番号 : 097-534-6252、電子メール : datutanso@city.oita.oita.jp

(1) 提出期限

公告日から令和 8 年 7 月 3 1 日 (金) 午後 5 時 1 5 分まで
提出期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 回答

令和 8 年 8 月 5 日 (水) までに大分市ホームページ上で行う。

※ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、質問者全員に別途連絡を行う。また、回答は実施要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

(3) その他

FAX 又は電子メールにて質問書を提出した場合は、提出後、本市担当者宛て提出した旨電話にて確認を行うこと（電話番号：097-529-7243）。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月7日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

「15. 問合せ先」記載のとおり

(3) 提出方法

直接持参または郵送

※直接持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝除く）

※郵送の場合は、書留郵送に限る。

(4) 提出書類

下記①～④の書類を正本1部提出すること。

① 参加表明書（様式第2号）

② 事業者概要説明書（様式第3号）

※パンフレット等があれば併せて提出すること

③ 同種業務に関する実績一覧表（様式第4号）

④ JIS Q27001 (ISO/IEC27001) 又はプライバシーマークを取得していることを証明するもの（認定証の写し等）

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年8月24日（月）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出場所

「15. 問合せ先」記載のとおり

(3) 提出方法

直接持参または郵送

※直接持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分まで（土日祝除く）

※郵送の場合は、書留郵送に限る。

(4) 提出書類

「令和8年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務委託 仕様書」に基づき、次の①～③の書類を提出すること。なお、②の企画提案書および③の見積書については、下記の点について留意すること。

- ① 企画提案書類提出届（様式第 5 号） 正本 1 部
- ② 企画提案書 正本 1 部 副本 8 部
 - ア 様式は原則 A 4 版サイズ（タテ・ヨコどちらでも可）とする。ただし、A 3 版による折り込みは可能とするが、この場合は 2 ページ換算とする。
 - イ 本文に使用するフォントサイズは、10.5 ポイント以上とする。
 - ウ ページ数は 30 ページ以内とする。
 - ※業務実施体制・スケジュールも含めること。
 - ※表紙及び目次はページ数に含まないものとする。
- ③ 見積書 下記アの（ア）および（イ）を正本 1 部ずつ
 - ア 見積書は、以下の 2 種類を作成し、それぞれ別葉で提出すること。
 - （ア）ウェブサイトの構築および今年度の運用保守に係る費用の見積書
 - （イ）次年度以降の運用保守に係る費用の見積書
 - イ 見積書の宛名は「大分市長 足立 信也」、業務名は「令和 8 年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務委託」と記載すること。
 - ウ 上記ア（ア）の見積書の額については、提案限度額を上限とし、人件費や諸経費等の内訳について詳細に記載すること。なお、上限額を超える見積りによる提案は失格とする。

7 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

- (1) 実施日 令和 8 年 8 月 31 日（月）【予定】
- (2) 実施場所 大分市役所内 会議室
 - ※詳細な時間・場所については、別途通知する。
- (3) 実施方法
 - ① 「令和 8 年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、厳正かつ公平に企画提案書の審査、受託候補者選定を行う。
 - ② プレゼンテーション・ヒアリングの出席者は 3 名以内とする。なお、説明は本業務に係るプロジェクト管理者または責任者によるものとする。
 - ③ 受託候補者は、提出された企画提案書を使用し、内容の説明（20 分以内）及び質疑応答（10 分程度）で行う。なお、プロジェクターに投影しプレゼンテーションを行う場合は、本市に事前連絡の上、パソコンを準備すること。
 - ※モニター、プロジェクター、HDMI ケーブルは本市が用意する
 - ④ プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書等を利用するも

のとし、追加の資料配布は禁ずる（使用する資料については、企画提案書等に盛り込んでおくこと）。

8 選考方法および選考基準

すべてのプレゼンテーション終了後、別紙「令和8年度 大分市行動変容ウェブサイトの構築および運用保守業務委託 受託候補者選定 評価基準」に記載する評価項目、評価得点に基づき、選定委員が採点した合計得点を集計する。ただし、点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、審査委員の多数決により受託候補者を選定する。

(1) 審査過程の非公開

選定委員会は非公開とする。また、審査結果および審査内容についての質問・異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 参加者の欠格事由

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 本実施要領に違反があった場合
- ③ 公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
- ④ 提出書類に不備、錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- ⑤ 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- ⑥ 公告日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- ⑦ その他、選定委員会が不適当と認めるとき

(3) 選定結果の通知・公表

選定結果は、全応募者へ書面により通知する。

併せて、市のホームページにおいて、契約候補者名を公表する。

9 契約内容の調整

契約候補者と市との協議により、業務内容等について調整を行い、仕様を確定させる。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

10 契約の締結

委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約候補者と契約を締結する。

11 業務の一括再委託

業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市の承認を得たうえで、業務の一部を委託することができるものとする。

1 2 個人情報保護

大分市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

また、本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

1 3 守秘義務

業務委託を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は他の業務に利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1 4 その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 参加業者が1者であっても本プロポーザルを実施し、審査の結果、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該参加者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提出された書類等は、大分市情報公開条例に基づき、公開することがある。

1 5 問合せ先

住 所：〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

大分市役所4階 環境政策課 脱炭素社会推進室

電話番号：097-529-7243（直通）、ファクシミリ：097-534-6252

メー ル：datutanso@city.oita.oita.jp

担 当 者：渡邊（知）・大坪